

学童クラブ育成料等の見直しについて

1 各市の育成料等額の状況

平成30年度の26市の育成料及び間食費の状況は、別紙のとおりです。

- (1) 西東京市は、育成料が月額6,000円で26市中4位、間食費が月額1,000円で21位、育成料と間食費の合計7,000円は7位となっている。
- (2) 町田市、小金井市、国立市、国分寺市の4市では、育成料の額を住民税の課税標準額等に応じた段階により決定しており、定額制を採用している市の中では、西東京市の育成料は三鷹市と並び最上位となっている。

2 事業運営経費の負担割合

西東京市における過去3年間の学童クラブ事業運営経費及び国・都、市、保護者の負担割合は、以下のとおりです。

(事業運営経費及び負担割合)

	総事業費 (千円)	平均登録児 童数(人)	児童1人当 り月額(円)	内訳(千円)・負担割合					
				国・都		市		保護者	
平成27年度	519,810	1,866	23,214	255,055	49.1%	169,047	32.5%	95,758	18.4%
平成28年度 (改定後)	549,764	1,842	24,871	255,512	46.5%	162,087	29.5%	132,165	24.0%
平成29年度	571,884	1,954	24,389	296,033	51.8%	134,750	23.6%	141,101	24.7%

- (1) 平均登録児童数の増加傾向に伴い総事業費は年々増加しているものの、児童1人当たりの経費は、おおむね一定で推移している。
- (2) 平成27年度の育成料改定及び国都補助金の増額により、市の負担割合は、32.5%から平成29年度では23.6%に低下した反面、保護者負担の割合は、18.4%から平成29年度では、24.7%に増加している。

3 検討・審議事項

- (1) 国が示している学童クラブ負担割合は、総事業費の1/2を保護者負担、1/2を公費負担としている。平成27年度の育成料改定等により市の負担割合は減少しつつあるが、今後は、入所児童数の増加に対応するための学童クラブの増設に伴う整備費や、人件費の増加等による運営管理費等の事業経費の増加が予想され、市の負担割合が増加する可能性がある。
- (2) 市の負担割合を抑制するには、今後、育成料の改定が必要になると考えられるが、現行の定額制を維持したまま改定を行なった場合、児童1人当たりの負担額は平等になる反面、低所得者への影響が考慮されない。

保護者の就労支援という学童クラブ事業の一面を鑑みると、育成料の算定方法を所得階層別の応能負担へ切り替えることを検討する必要がある。

ただし、検討を進めるためには、所得階層別とした際の試算、他団体が導入している所得階層別制度の調査研究、関係団体との協議が必要となる。

- (3) 2人目以降の児童の育成料は1人当たり半額としているが、応益負担の観点から軽減割合の見直しを検討する必要がある。
- (4) 育成料等の見直しに当たっては、今後、上記事項の検討結果を審議会にお示しした上で御審議いただきたいと考えている。

各市の育成料・間食費の状況（平成30年度）

（1）育成料

順位	自治体名	育成料月額	順位	自治体名	育成料月額
1	町田市（※）	9,000円	8	東久留米市	5,000円
1	小金井市（※）	9,000円	8	武蔵村山市	5,000円
3	国立市（※）	6,500円	8	多摩市	5,000円
4	三鷹市	6,000円	8	稲城市	5,000円
4	国分寺市（※）	6,000円	16	昭島市	4,500円
4	西東京市	6,000円	16	東大和市	4,500円
7	東村山市	5,500円	18	立川市	4,000円
8	青梅市	5,000円	18	福生市	4,000円
8	府中市	5,000円	18	羽村市	4,000円
8	調布市	5,000円	21	小平市	3,500円
8	清瀬市	5,000円	22	あきる野市	3,000円

※小金井市・町田市・国分寺市・国立市は税の課税標準額に応じて育成料の額が変わる。

※八王子市・武蔵野市・日野市・狛江市は育成料に間食費を含んでいるため除いている。

（2）間食費

順位	自治体名	間食費月額	順位	自治体名	間食費月額
1	立川市	2,000円	9	調布市	1,500円
1	小平市	2,000円	9	町田市	1,500円
1	国立市	2,000円	9	国分寺市	1,500円
1	清瀬市（※）	2,000円	9	東大和市	1,500円
1	多摩市	2,000円	9	武蔵村山市	1,500円
1	稲城市	2,000円	9	羽村市	1,500円
7	府中市	1,800円	18	東村山市（※）	1,300円
8	東久留米市（※）	1,600円	19	小金井市（※）	1,200円
9	三鷹市	1,500円	19	あきる野市	1,200円
9	青梅市	1,500円	21	福生市	1,000円
9	昭島市	1,500円	21	西東京市	1,000円

※清瀬市・東久留米市・東村山市・小金井市は日額制のため上限額を記載している。

（3）育成料+間食費

順位	自治体名	月額	順位	自治体名	月額
1	町田市（※）	10,500円	14	東久留米市	6,600円
2	小金井市（※）	10,200円	15	青梅市	6,500円
3	国立市（※）	8,500円	15	調布市	6,500円
4	武蔵野市	8,000円	15	武蔵村山市	6,500円
5	三鷹市	7,500円	18	立川市	6,000円
5	国分寺市（※）	7,500円	18	昭島市	6,000円
7	八王子市	7,000円	18	日野市	6,000円
7	清瀬市	7,000円	18	東大和市	6,000円
7	多摩市	7,000円	22	小平市	5,500円
7	稲城市	7,000円	22	羽村市	5,500円
7	西東京市	7,000円	24	福生市	5,000円
12	府中市	6,800円	25	あきる野市	4,200円
12	東村山市	6,800円	26	狛江市	4,000円